

# 令和6年度 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施 設 名	豊栄さわやか老人福祉センター			
管 理 者 名	新潟市社会福祉協議会	指定期間	令和3年4月1日	～ 令和8年3月31日
担 当 課	新潟市北区健康福祉課			
所 在 地	新潟市北区東栄町1丁目1番35号			
根 拠 法 令	老人福祉法			
設 置 条 例	新潟市老人福祉センター条例			
施 設 概 要	<p>総床面積： 830.26平方メートル 構造：鉄筋コンクリート造2階建て（うち1階部分） 施設内容：大広間1及び2、会議室「あやめ」、和室「けやき」、憩のスペース、浴室、脱衣室、トイレ（男女各1）、身障者用トイレ、湯沸場、相談室、ロッカーチーム、相談室 建築年度：平成4年4月</p>			

施 設 設 置 目 的
高齢者に対して、相談に応じるとともに、高齢者の健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜の供与を目的に設置する。
管 理 ・ 運 営 に 関 す る 基 本 理 念 ， 方 針 等
<p><b>1 事業運営に関する基本方針</b> 次に掲げる事業を行い、施設の設置目的を達成すること。</p> <p>(1) 高齢者の健康の増進 高齢者の健康の増進のため、生活相談、健康相談など各種相談に応じるとともに高齢者の機能回復訓練を実施すること。</p> <p>(2) 高齢者の教養の向上 高齢者の教養の向上のため、各種講座、レクリエーション等を開催すること。</p> <p>(3) 高齢者相互の交流を通じた生きがいの推進 レクリエーション、集会など高齢者の活動の場を提供し、高齢者相互の交流を促し、高齢者の生きがいの推進向上に努めること。</p> <p>(4) その他 高齢者の就労に関する指導を行うこと。 老人クラブ等高齢者の団体の運営に関する援助又は指導をすること。</p> <p><b>2 施設の管理運営方針</b> (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な管理を行うこと。 (2) 地域や利用者の意見を管理に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。</p>

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
市 民	年間利用者数	年間利用者数17,000人以上			
	設置目的に合致したサービスの提供	設置目的に合致した事業を年間2回以上実施			
	各種サービス別満足度	利用者アンケートで「満足が80%以上」			
	苦情・要望に対する対応	苦情・要望には営業日以内に回答したか 区への事故報告は当日行ったか			
財 務	管理運営経費の削減	管理運営経費を削減するための工夫や取り組みがなされたか			
	光熱水費に係る使用料の削減	電気・ガス等の経費を削減するための工夫や取り組みがなされたか			
業 務	改善勧告時の対応の迅速さ・適切さ	改善内容に応じて軽易なものは即日、時間を要するもの1週間以内に改善対応する			
	安全責任者の配置と安全確保体制の確立	災害発生時のマニュアルの整備と職員への周知			
	関係法令の遵守・個人情報の保護	コンプライアンス及び個人情報の保護に関する職員への周知			
	事件・事故発生時の対応の適切さ	事故発生時の対応マニュアルの整備と職員への周知			
	業務仕様書等に定める事項の遵守	その他業務仕様書等に定める事項の遵守			
人 材	配置人員のミッションの理解度とスキルの習得度	職員研修を年1回以上実施			
	労働基準の充足	労働関係法令の遵守			

【評価基準】

- A:要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている
- B:要求水準(評価指標)が達成されている
- C:要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れてなければ「A評価」とはなりませんので、ご注意ください。)

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

所 管 課 に よ る 総 合 評 価 ( 所 見 )